

北海道地域農業研究所 第十回通常総会特別講演

「北海道の農地問題」

内外の状況の変化から北海道農業の抱える課題は多いが、中でも農地問題は経営者の高齢化、離農問題と深く関連して対応策を緊急に構築しなければならない課題といえる。地域農業研究所では北海道大学坂下助教授、北海道東海大学谷本教授をチーフとするプロジェクトにて五年にわたって、この問題を調査検討してきたが、今回学術叢書としてまとめ上げることができた。この内容を当研究所第十回通常総会の特別講演で「北海道の農地問題」と題して講演いただいたが、関係者の参考指針として利用いただきたく、ここに特集として掲載する。

北海道東海大学国際文化学部 教授 谷本 一志

黒 沢 去年、十勝管内のあるフォーラムに参りましたら、管内中心部のあるJAの部長さんが発言されておりまして、山よりの耕作放棄が見込まれる農地の一部は、植林して山林にして、環境保全に役立ててもらいたいことも、これからは考えていかなければならないと話していました。私は正に農業生産の中核

の中核である地帯のJAの方がこのような発言をされるといふ事実には、驚きの念を禁じ得ませんでした。北海道全体を見回しましても、農業生産に関わる農地の利用と担い手の問題につきましては、本道農業の抱える最大かつ最も重要な課題であるというように認識しております。



谷本 一志 (たにもと かずし) さん

- 1952年 北海道雨竜町生まれ
1977年 学習院大学法学部卒業
1983年 名古屋大学大学院博士課程修了
1985年 東海大学講師
1985年 農学博士
1988年 北海道東海大学助教授
1995年 北海道東海大学教授、現在に至る

今日はこの農地問題のオーソリティの一人であります、北海道東海大学の谷本先生をお招きして、北海道の農地を巡る諸課題と、その対応方向について特別講演を頂きます。先生のご経歴につきましても、レジュメにお示ししてありますが、先生は道北農村のご出身で多彩な研究経歴を持つ気鋭の研究者であります。

ご講演は、当研究所が、先生あるいは北大の坂下助教授を中心とし、多数の協力研究員の方々の協力を得て、五年間という長い年月をかけて、渾身の力を込めて実施いたしました研究の集積であります、学術叢書第一号として、筑波書房から「北海道の農地問題」として刊行されたご業績をフレームとして、先生からご発表いただき、ご講演を頂くということになっております。それでは先生よろしくお願いいたします。

谷本 本 ただいまご紹介いただきました、北海道東海大学の谷本と申します。総会後の特別講演ということで、こういう機会を与えられて大変光栄に存じます。さらに、先ほど司会の先生からも触れられましたように、今回北海道地域農業研究所学術叢書の第二号として、「北海道の農地問題」を出版しました。私と北大の坂下先生の二人の編著で、八名の方による、過去五年間の研究です。本当は二年ということでしたが、なかなか結論が出ず、七戸所長をはじめ、諸先生に大変ご迷惑をおか



けしました。遅ればせながら、何とか出版することができました。まとめた頃の時代から、現状はもっと別のところに問題が波及している面もございます。しかし、一応の区切りとして出すことができました。これは七戸先生をはじめ、出版助成を言めて、地域農業研究所の全面協力によるものであります。この場をお借りしまして執筆者・編著者を代表し心よりお礼を申し上げます。

本書でまとめたことを中心に、またさらにいろいろ今抱えている問題を「北海道の農地問題」というテーマで話したいと思えます。冒頭で黒沢部長よりありましたように、北海道の農地だけではありませんが、面積を拡大しても、土地利用型経営をおしすすめても何ら所得が保証されるものではありません。農産物価格であったり、食料自給率向上、あるいは色々な切り口から農地を守る手立てはあるのでしょうか、何ら具体的な方策が講ぜられていません。個別農家の自助努力といえますか、個別経営の農地利用に国土保全が委ねられているところ、特に根本問題があるのかと思います。農産物価格が低迷して、特に土地利用型の部分で、必ずしも規模をどんどん大きくすればそれに見合っただけで所得が拡大するという保証もありません。ただで農地が人からもらえるわけでもありません。何を作っても引き合わない、採算が合わない相当条件の悪い土地もここにきてあるわけです。担い手とのバランス、売る方と買う方、貸す方

と借りる方のバランス、欲しい農地と欲しくない農地とのバランス、しかも買って償還しながら採算に合うのかどうかという計算も含めたなかで、土地の余りが出てきたり、あるいは地域ごとの差が大きくなってきています。

規模拡大についての現状維持派

冒頭はそんな切り口で入っていきたいと思います。一番目は「規模拡大についての現状維持派」です。これは規模拡大について、全般的に現状維持派が相当程度になってきたということだと思います。もうずっといわれ続けていますが、先行きの不透明感が背景にあることです。二番目は家族労働力の限界があります。たとえば水田でいえば一五か二〇畝クラスなのか、畑でも三〇〜三五畝クラスなのか。酪農だと六〇頭なのか八〇頭規模というのが限界なのか。家族労働力でフリーストールや技術革新があればまたグレードがアップすることもあるのですが、例えば家族労働力で見たとときに、体を壊してまで、あるいは後継ぎがそれによって継がないくらい厳しい農業経営をしてまで、規模拡大することに対する疑問がひとつです。これは当然のことで、規模拡大のために働くわけではありません。豊かな暮らしを送るために働いているのです。家族労働力がかなり限界にきている農家があります。スロウクで言えば、いった

ん「あがり」です。三〇か四〇畝で現在経営していて、現状の規模でいいという考えの農家が適当な数字ですが、どの市町村でも一五%なり二〇%なりあります。

例えば、ある程度の数、畑でいえば三〇畝とかそのクラスの間がある程度出てきます。するとそれ以上、もつと拡大したい農家もいますし、土地利用、作付の関係でそれもできます。ある程度、家族労働力で、法人とか、共同などいろいろなことを組めばまたグレードアップする余地も出てきます。しかし家族を基本として、雇用を若干取り入れた中で組もうとしたとき、一定のスロウクでいえば「あがり」といいますが、一旦ここで規模的には「よい」という農家がある程度出てきました。

もちろん、ここには既往負債があり買えないという方もいるでしょうし、もうひとつは土地利用型経営が必ずしも順調ではないものですから、少しずつ所得が下がっていく。それを規模拡大によって現状維持の所得にしていこうとするわけですが、野菜も含めた対応があります。北海道の土地利用型というのは昔から畑作三品、水田、酪農の草という利用でしたが、それだけで、家族労働力で満度の規模拡大をしても、最高の所得、所得極大化になりません。むしろ、この集約的な作物の導入に活路を見いだす農家もあります。これは労働力の分散という要素もあります。単作単品だけを拡大しても、デッドラインといえますか、それ以上拡大しても繁閑がはっきりしすぎてしまいま

す。家族労働力を完全燃焼させたいということが一方にありま
すから、どうしても、もう一品なり、二品複合化したいとい
う思想もあります。

そのようななかで、今のところはどうしてもある程度の規模
に留めながら、畑作にしても水田にしても、迂回路といってい
いのでしょうか、複合化が志向されています。北海道という土
地利用型経営展開の基本形ではない、野菜や花を取り入れた方
が最適な所得が得られます。つまり最高の所得をあげて純収益
も得られるということになってきています。もちろん、この野
菜も頭打ちです。雇用労働力をお互い引き合っていますし、家
族労働力も高齢化してきています。野菜の市場対応としても、
どこもかしこも野菜を作り、いろいろなキャベツを作り、また
機械対応でニンジンなども大面積で作れるようになっていま
すから、マーケットも今までとおり順調な右肩上がりではなく
なっています。場合によっては、価格下落といいますが、野
菜価格が低迷しはじめ、どこの市町村でも野菜の売上自体を落
としていきます。一昨年、もう少し前からかもしませんが、農
産物価格、市場価格自体が盤石でないということも含めて、総
売上あるいは所得も含めてなかなか厳しくなってきました。
そこにきてまた土地利用型なのか、というように迷いだして
いる方もひょっとするところでしょう。あるいは、三〇、四〇
畝規模になってきたら、当然野菜が入らなくなる。大面積で

面積指向型でいけば、どうしても野菜が欠落せざるを得ません
し、あるいは野菜部分の面積縮小となる。その組み合わせに悩
んでいる方もいるかもしれません。そういう中で一つは、なか
なか規模拡大が、面積拡大という形で順調に行かなくなってい
たし、行けばいいというものでもなくなってきたということは、
どの経営者も認識しはじめています。

農地保全の考え方

ですから昔でしたら、隣が離農したらどうしても買いたい。
規模拡大がいいことだとして、皆、戦前戦後も含めて、北海道
の自作農として入ろうと府県の小作なり自小作が、北海道で自
作展開したいという先祖伝来の願いが、北海道の農業人にあっ
たと思います。

ところが事態は、土地の余りというのは結果であって、土地
を何とか処理すれば良いという問題ではありません。農家が残
ることがまず先決だと私は思っていますから、土地だけを何と
か処分し、誰かに売り渡せばいいということではありません。
先ほどの黒沢部長の話ではありませんが、どこの市町村で植
林問題というのは確かに出てきています。それがいいのかわら
かとはとかく、この後も論議したいと思いますが、そういう問
題が出てきた。植林しないで、誰が作ったって経営をまます

悪くする、つまり収益に見合うようには作るものがない。良い土地でしたらある程度収益も上がりますが、こんな悪いところで誰も買わないという土地を、何とか処分させてよかった。市町村で、何とか売りさばいたということで、事態はすむのかというと、そうではなくなってきました。

それによって経営を悪化させ、担い手が限られてきたなかで、さらになおかつ土地の処理問題だけに終始して、その結果、五年たったら破綻するという農家を五戸も六戸もさらに増やすようなことをして、農地問題解決だといえるのかというと、そうではありません。それは本末転倒であって、まず経営を残し、経営を健全にする、そのなかで農地問題を交通整理していくのだというスタンスだろうと思います。これは間違いないのではないのでしょうか。

まず土地ありきでもないし、国の考える問題ではあるのですが、個別農家はそのようなことを考えるわけもなく、個別農家が農地保全をしてくださいというのは本末転倒だろうと思います。そういう意味では、本当は行政なり国策として、農地の保全と農地の利用問題を考えるべきです。もし、有効に農地を利用できなくなり保全できなくなる、あるいは管理しても採算が合わなくなったときには、自給率というものを打ち出しているのですから、国も含めた政策支援を期待したいところではあります。新基本法でも一歩踏み出して、一五条三項のところ

「農業者が取り組むべき努力目標」と書き、その後、平成六年十一月に衆議院でも「自給率をアップする、向上を図るものとする」というのが追加されました。新基本法では正に自給率アップをうたったのです。しかし、何もなされていませんから、自助努力は個別農家や市町村に、地域に任せるということではないかと思えます。それでは市町村はとてじゃありません。呪文だけでは現実には厳しく、売れない所がもつとあります。確かに三角の土地や礫の出る土地などの、作っても麦の一俵や二俵しか取れない、しかも傾斜地で、大型トラクターが入ろうとしても入れないようなところは、当然耕作放棄されて、不作付される可能性が高いのです。

耕地面積の推移と自給率アップ

表1、表2には、全国に占める北海道の農地のウエイトが示されており、北海道の耕地面積はご案内の通り、昭和六十二年あたりをピークに耕地面積を減らしております。この後ずっと落としていかざるをえないような傾向にあります。もちろん、北見などでも開畑、畑を開発するということが自体が激減しはじめています。何千畝、何百畝という規模以外は開発にストップがかかっている。もちろん畑地開発も止まってきているわけです。

表1 耕地の拡張、かい廃面積の推移

年次	田の				田の かい廃	自然災害	人為 かい廃	田畑転換			田の 差引増減	
	拡張	開墾	干拓 埋立て 復旧	田畑転換				工業用地 宅地	道路・鉄道 農林道等	植林 その他		
41	6,570	1,550	95	4,920	1,140	14	898	—	—	—	231	5,430
42	12,100	2,880	52	9,150	1,240	6	959	—	—	—	277	10,900
43	13,000	2,770	231	9,970	1,848	—	653	—	—	—	195	12,200
44	9,850	2,550	51	7,240	1,360	1	820	—	—	—	536	8,490
45	3,940	1,650	20	2,270	2,110	4	927	555	101	271	1,180	1,830
46	1,790	962	18	811	4,370	—	1,180	475	92	613	3,190	-2,580
47	688	164	3	521	5,150	—	2,500	592	129	1,779	2,660	-4,460
48	1,350	463	6	879	3,510	—	1,910	685	98	1,137	1,600	-2,160
49	1,200	235	5	959	3,790	—	2,630	1,568	258	804	1,160	-2,590
50	933	444	—	489	3,820	—	2,530	875	361	1,290	1,290	-2,887
51	1,630	543	6	1,080	4,250	9	3,050	848	299	1,906	1,990	-2,620
52	1,630	1,170	—	461	2,430	—	1,280	423	157	700	1,150	-800
53	625	95	106	424	1,800	108	508	257	149	102	1,180	-1,175
54	56	7	—	49	1,460	0	788	483	135	170	669	-1,404
55	98	7	—	91	2,970	—	641	330	85	226	2,330	-2,872
56	180	—	—	180	1,580	—	471	202	116	205	1,110	-1,400
57	0	—	—	0	1,580	3	440	187	71	182	1,140	-1,580
58	6	1	—	5	1,130	—	280	109	71	100	850	-1,124
59	2	0	—	2	1,890	5	460	101	181	178	1,420	-1,418
60	529	1	5	523	3,830	—	568	204	106	258	3,260	-3,301
61	57	1	—	56	3,490	—	504	103	127	274	2,990	-3,433
62	10	0	0	10	4,580	—	393	143	98	152	4,190	-4,570
63	2	0	0	2	3,660	—	381	149	130	102	3,280	-3,658
元	1	0	0	1	1,970	2	561	305	94	162	1,400	-1,969
2	0	0	—	—	1,370	—	648	408	83	157	723	-1,370
3	6	—	—	6	1,040	—	527	333	109	85	510	-1,034
4	409	8	—	401	1,150	—	679	442	146	91	471	-741
5	927	0	328	599	1,640	695	624	265	230	129	324	-713
6	824	4	366	454	911	—	639	291	260	98	272	-87
7	24	0	19	5	810	19	340	178	135	27	451	-786
8	24	0	20	4	675	21	542	198	212	132	112	-651
9	5	0	4	1	655	4	404	204	114	86	247	-650

年次	畑の				畑の かい廃	自然災害	人為 かい廃	畑畑転換			畑の 差引増減	
	拡張	開墾	干拓 埋立て 復旧	畑畑転換				工業用地 宅地	道路・鉄道 農林道等	植林 その他		
41	17,000	16,300	475	231	15,600	17	10,600	—	—	—	4,920	1,400
42	16,400	15,700	477	277	24,200	1	15,100	—	—	—	9,150	-7,800
43	20,000	19,700	60	195	26,600	—	16,700	—	—	—	9,970	-6,600
44	20,300	19,800	12	536	21,400	5	14,100	—	—	—	7,240	-1,100
45	24,500	22,900	438	1,180	13,800	—	11,500	2,211	360	8,920	2,270	10,700
46	36,000	32,800	—	3,190	11,000	—	10,200	1,457	746	7,997	811	25,000
47	24,700	22,000	—	2,660	7,460	0	6,940	2,043	509	4,388	521	17,200
48	32,200	30,500	56	1,600	7,430	100	6,450	1,750	327	4,373	879	24,800
49	23,300	22,100	—	1,160	5,910	0	4,950	1,421	355	3,174	959	17,400
50	25,200	23,900	6	1,290	6,860	38	6,330	997	339	4,990	489	18,340
51	22,100	20,900	26	1,190	7,080	28	5,970	894	446	4,629	1,080	15,000
52	18,200	17,000	—	1,150	6,860	—	6,400	1,076	391	4,931	461	11,300
53	20,000	18,500	305	1,180	5,400	325	4,650	964	333	3,348	424	14,600
54	18,700	18,000	—	669	4,680	—	4,630	907	279	3,444	49	14,020
55	20,200	17,900	—	2,330	2,290	—	2,200	774	355	1,073	91	17,910
56	15,100	14,000	—	1,110	3,060	—	2,880	703	299	1,880	180	12,040
57	11,800	10,700	—	1,140	3,070	90	2,980	658	244	2,082	0	8,730
58	14,600	13,700	16	850	2,650	—	2,650	547	272	1,872	3	22,950
59	13,500	12,100	—	1,420	2,310	—	2,310	417	269	1,621	2	11,190
60	14,300	11,000	—	3,260	3,380	—	2,860	327	321	2,215	523	10,920
61	12,800	9,840	—	2,990	4,050	—	3,990	593	379	3,018	56	8,750
62	14,500	10,300	—	4,190	2,340	—	2,330	463	438	1,426	10	12,160
63	13,700	10,400	—	3,280	3,910	—	3,910	788	602	2,524	2	9,790
元	9,110	7,660	45	1,400	4,360	49	4,310	637	360	3,314	1	4,750
2	7,360	6,630	—	723	4,150	—	4,150	912	505	2,734	—	3,210
3	4,900	4,390	—	510	4,490	—	4,490	1,282	507	2,702	6	410
4	4,450	3,980	—	471	4,180	—	3,780	1,160	439	2,181	401	270
5	4,330	3,730	274	324	5,390	397	4,400	902	552	2,946	599	-1,060
6	3,340	2,950	119	272	5,220	—	4,770	1,072	376	3,320	454	-1,880
7	3,160	2,710	—	451	4,820	—	4,820	915	431	3,480	5	-1,660
8	2,020	1,900	4	112	3,790	6	3,780	649	373	2,757	4	-1,770
9	1,550	1,300	—	247	4,190	—	4,190	605	436	3,145	1	-2,640

資料：農林水産省統計表（農林水産省） 北海道農林水産統計年報（農林水産省北海道統計事務所）
注 前年8月1日から当年7月31日までの1年間である。平成9～10年

表2 耕地面積の推移

単位：千ha、%

年次	計	北海道		都府県	
		面積	比率	面積	比率
昭35	6,071	948	15.6	5,123	84.4
40	6,004	952	15.9	5,052	84.1
45	5,796	987	17.0	4,809	83.0
50	5,572	1,076	19.3	4,496	80.7
55	5,461	1,140	20.9	4,322	79.1
56	5,442	1,150	21.1	4,293	78.9
57	5,426	1,157	21.3	4,267	78.7
58	5,411	1,168	21.6	4,243	78.4
59	5,396	1,177	21.8	4,219	78.2
60	5,379	1,185	22.0	4,194	78.0
61	5,358	1,191	22.2	4,168	77.8
62	5,340	1,198	22.4	4,142	77.6
63	5,317	1,204	22.6	4,113	77.4
平 1	5,279	1,207	22.9	4,072	77.1
2	5,243	1,209	23.1	4,035	76.9
3	5,204	1,208	23.2	3,996	76.8
4	5,165	1,208	23.4	3,957	76.6
5	5,124	1,206	23.5	3,918	76.5
6	5,083	1,204	23.7	3,879	76.3
7	5,038	1,201	23.8	3,837	76.2
8	4,994	1,199	24.0	3,795	76.0
9	4,950	1,196	24.2	3,754	75.8
10	4,905	1,192	24.3	3,713	75.7

資料：農水省編『耕地および作付面積統計』各年次より作成

一方では、土地が転用も含めた自己潰廃です。潰廃が相当程度すすんできているという結果、北海道もいよいよ府県と同じように耕地面積を落としてきている。しかし、府県も都市近郊も含めて財産意識も強く、ひよつとしたら転用で高く売れるのではないかという思惑もあり、ここもまたどんどん減らしてきて、今、全国に占める北海道のウエイトは二五%近くまできています。つまり、北海道の農地は全国の耕地のうちずっと、昭和四十五年以降、一貫してアップしてきている。この後も、北海道では少しは減っていくでしょうが、全国の中では四分の一を占める耕地面積にまで拡大しているのです。北海道のウエイトは拡大していくはずですが、府県ではどんどん転用され、畑ではなくなってきたています。将来四四〇万、今は四九〇万を越えていくの農地ですが、府県も減らしていくかざるをえないだろう。新基本法で自給率アップと唱えているわけですから、そういうなか、全国の中でシェアの問題だけではなく、自身も含めて四分の一どころか、もっと大きなウエイトを北海道は担うはずですが、したがって、北海道の面積を減らしていく中では、自給率アップなどとてもじゃないけれど望めるはずがないといっていると思います。今の自給率をこのような状態にしておいてどのように自給率アップするのか。水田利用型の農業活性化対策大綱ができました。米と大豆と飼料作で自給率を維持するのだ、向上するのだと言いました。助成金の上限六万三千元、七万三

千円になるところは少ないと思いますが、六万円とみても転作が外れ、転作の変わりにそういう形になるとしても、そのところで自給率をアップさせるような、本当にシナリオどおりになるのかといったら、それすらも定着するののかも疑問に思っています。北海道では、飼料作と大豆で定着するのでしょうか。六万円出ている間はある程度よいでしょうが、続いてもらわないと困ります。そういうなかで、少なくとも北海道の農地が相当程度の自給率向上に貢献するであろうし、そのウエイ卜もさらに高まるだろうということを申し上げたいのです。

耕地面積の激減ぶりが出ているかと思えます。田を畑に転換する、畑自体も何千畝という規模で減っていています。平成九年までしかありませんが、田が畑に転換され、その畑も二千畝程度年々減っている。つまり、五年で一万畝というペースでこの後も落ちていく。この後論議したいことは、毎年のように二千畝ずつ減っていくかもしれない農地を、市町村でどこまで確保するのか。悪いところも全部言めて今の規模を維持するのか。それとももう少し抑えた形で、つまり今からもう二〇年前くらいのところで維持するのか。当時は幹旋でも、五人も六人も手を上げてみんな土地を欲しがり、少し無理をしても買いました。水田でいえば転作もはじまり、土地面積がなければ転作率を消化できない。しかも、機械化も進み、立派な機械が次から次へと登場するなか、面積が足りなくなってしまうがな

かった時代がありました。そういう時代に開畑し開田し、土地開発をした時期があります。あるいは、戦後開拓では、かなり劣悪な地域に入り開墾した農地、今の農産物価格では採算が合わないという農地もないわけではないのです。すでに使っていないか使えない、ソバでも植えられるような農地もあります。

やまがまな状況下の農地評価

そこもにらみながら、どこまで守り、どこまでどうするのか。十勝や北見でもそうですが、鹿のフェンスを張ったようなところもあります。鹿のフェンスが除外された所はもうおそらく、農業区域でそういうことができるのかちょっと判りませんが、フェンスの中を守ることができるとかちょっと判りませんが、浦幌町のケースです。私は浦幌の農地流動化委員をしておりまして、今は振興公社を一つ立ち上げようとして暗礁に乗り上げ難いのですが、清水町のようなことをしようということに関わっています。鹿柵フェンスの外は、確かに農産物を植えてもほとんど鹿の被害や野ねずみの被害によって、ほとんど収穫皆無に近い。この外は無理だろうというのでフェンスができたのですが、ではどこまで守り、どこまでを盤石に地域として仕組むのかということになってきます。

そういうなかで、一つは野菜傾斜があり、全般的には高齢化というものもじわじわと効いております。毎年世帯主は年をとっていつているわけです。四〇歳から四五歳まで、後継ぎがいれば五五歳以降でも土地を買います。後継ぎがいるかいなか、継ぐか継がないかで見越すと、経営者移譲を農業者年金のときに済ませるには大体四五歳位までに、ふつうは、農地を買うか買わないかの判断をするだろう。これは二五年償還の絡みです。据置期間を経て二五年償還。公社の合理化事業を使えば、その前にいろいろ貸付期間もあるでしょうけれども、そうしながらもつまり六〇歳になって土地を買ったりはしないのだということです。調べていても変わった農家はいます。年金頃からまた農地を買おうとしたり、年金に入るのだけれど農地を買おうとしたりする人がいないわけではありません。しかし普通は四五歳くらいで後継ぎが確実についたときに買っていきます。高齢農家の方と、四五歳以下の方が市町村にどれだけいるかというと、これもまた限られてきたわけです。というか新規就農の方が限られてきています。毎年一戸もない市町村がずいぶんあります。新規就農が三年に一戸とか四年に一戸です。あと五年で農業者年金なのか、そのような目論見のたつ農家が続々と増えてきています。五〇歳代がずっと増えてきて、四〇歳以下が三戸のうち一戸とはいないのです。五〇戸の集落の中で担い手自体が五戸しかない

い、そういう集落が続々と出はじめています。

私の町の事例で見ると、良い土地は昔から売れないなどは思っていなかったということです。これは雨電町のケースです。一番いい河川敷のことです。しかし、これは離農が少なかったからです。だいたい五畝クラスか、六畝クラスでみんな離農が無くて、経営主も若かったので後継ぎもホイホイと外に出た。私もそのうちの一人かもしれません。面積が小さいですから、しかも経営もある程度よいし収量もある。けれども今、ふたを開けるともう数戸しかない。経営は悪くはないけれど、規模が中途半端なままみんな高齢になっていて五畝クラスでは農家もやっていけない。昔だと農産物価格も良くて、五畝もあれば当然自活できたわけですが、今、水田が五畝で一萬二、三千円の米価で掛け算したってどれだけになるかといっても知れています。そこでどうしてもメロンなど野菜を作るしかないということになります。そういう中で後継ぎがここ二〇年間いかなかった。その結果今、いい土地のだけと農地が売れなくなってきた。山のほつ割りのいい農家は昔もほとんど離農が続出し、規模も一〇畝以上になったクラスだと、逆に後継ぎが継いでいる。土地は悪かったのだけれども、土地改良しながら一五畝クラスになると、後継ぎはそこでは非常に歩留まりが高い。そこから五畝クラスの河川敷のところに出作するということもも出てくるわけですから、昔の経営の豊かさからみた

ら、逆転してしまったようなことになっています。このような市町村は一つの町だけではなくて、だいたい共通した動きなわけです。後継ぎがないところはこそっていない。

そういう動きも含めて、後継ぎが完全に限られてきているのです。つまり買おうとしている対象者が限られてきたのです。これが徹底的に需給がアンバランスになる一つの原因でしょう。一つは規模がかなりの程度、すぐろくのおがりにきた人が、一割なり二割、これは市町村によっていろいろですが、さらに買おうとする方が限られはじめました。畑や酪農だと、まだかなりの程度後継ぎが盤石にいる市町村が多いですが、水田と畑の小さい規模のところ、あるいは中山間あたりを中心に、水田に近いような、どこかの市町村の集落においては、皆無に近いようなそんな集落すら出てきたわけです。ですからもうこざつて六五歳を超えていても、土地が処理できません。あなたに売りたい、貸してあげたいという人が山ほど近くにいるわけです。全部買い切れませんし、借り切れません。そのような問題が現実に出ています。

農地問題の地域差拡大

現状維持派ではなく、規模拡大派としてもそれほど急ぐことはないということになってきます。もう少し待っていたら隣近

所に地続きが出るということも想定しています。やはり、遠くの土地や負債がついていたり、割高だと思う土地を買う気がしないわけです。隣がもう六二歳だ、後三年もすれば当然、年金が入るし、売るか貸すかするだろうという農地が近所を見渡せばたくさんあります。そういうなかで、それほど買い急ぎしなくても、今の農産物価格をにらみながら、野菜でメロンをもう一棟、花をもう一棟建ててもいいわけです。そう考えると、余計に土地を買おうとはしなくなってくる。売るほうが弱気になり、ますます不安になる。売れないまま町に出なくてはならないかと思つし、買つ方はあなたの土地を買わなくても隣近所にいくらでもあります、という弱みと強みの関係のなかで、正にそれが倍加していくことにもなっています。

もちろん市町村でもばらつきはじめていて、かなり農地の欲しい方が多い市町村もあり、集落があり、ですから市町村差・集落差がさらに強くなっています。相対に力のある人が多かったり、負債がそう大きくないような市町村もあります。負債圧が高い集落もあります。農協の今までの貸付指導や担保を基準としてきた指導には市町村差があります。ですから農協合併においても市町村差の負債圧の差がなかなか簡単には合併できないという背景にもなっているでしょうが、市町村差・集落差がますます高まってきています。土地余りといっても、みな同じではありません。相当差が歴然となりはじめていますか

ら、安い集落の土地が安くなりはじめたらますます安くなる。誰も買いませんから、ますます下がっていくという悪循環です。いいところの土地は、それほど下げなくても他集落からでも欲しいわけです。

そういう農地問題といいますが、我々八人で農地問題の本を書きましたが、バサツと切っている部分もありますが、実はなかなか書けないくらい、あそこ集落、市町村と思ひ浮かべるとなかなか状況が異なりすぎる。そうではないところもありません。つまり農地問題もばらつきはじめたというところを、まず指摘できます。ただ全般的傾向としては、そういうことがいえます。平均的なことをいうしかないのかもしれませんが、相当差が出てきたことも同時にいっておかなければなりません。

担い手主導の拡大テンポ

二番目の問題としては、「担い手主導の規模拡大テンポ」ということをこの後考えていかななくてはならないということ、申し上げていきたいと思えます。一つは相当程度農地が出てきますと、農協も処分したい、農協も担保が絡んでいますし、農地価格もこの後下がってきています。この後もどう見ても下がっていくだろう。集落の中で一等地と二等地というのはそれほど下がないと思えます。一等地は皆さん欲しがっています。特に十

勝の帯広でも川西農協でも、どこでもそうですが、長芋の取れるところ、この辺の農地は下がっていません。しかも幹旋が出て、川西農協あたりでも必ず三、四人は今でも買手がつきます。殺到とまではいきませんが、河川敷であり川のそばの砂地で長芋がとれるところには複数の方が買いたいといっているのです。ですからこの土地も皆欲しくないとはいっているのではなく、収益の上がる土地は欲しいのです。あるいはたまねぎです。北見でもそうですが、たまねぎは連作も可能でないので、たまねぎのできる土地なら買ってもいい。値段が高くていい。訓子府でもそうです。地続きであれば、さらに買いたいと思っているわけです。ですからそれは経営を改善したい、所得を上げたいものですから、たまねぎをもう少し増やしたいという方などは、そういう農地に対しては殺到しています。

そういう意味では、条件差が出てきているなかで、全体としてはかなり買手が選別している時代に来ています。土地を選んでいける。何が作れるかということ、採算が合うのか、利用しやすいかどうかということ、周りをみて選べる状態になってきているということかもしれません。そうすると、売れない農地を言めて、あるいは北空知のある町ですけれど、農地が出て誰も買わないので、一畝ずつ担い手に分配する。つまり十何畝の農家の土地は売れません。今は貸貸借で対応しています。かなり強権的です。一畝ずつ五戸の農家に配って

しまったのです。規模拡大は必ずしもしたくないが、隣接した同じ集落なので二畝ずつ拡大しなさい、という感じですが。それくらいに対応をしたら農地は処理できます。聞き取りをしますと、欲しくないし、二畝拡大するといったら機械も更新しなければなりません。そんなことからまた経営もおかしくするかもしれません。実際に、そうしている市町村が他にもあります。もちろん買わせる場合もあるでしょうし、連帯保証人ですから、農業委員ですから、というようなこともやっているところもないわけではありません。でもそれも一回しかできないでしょうね。二畝目はそうはいかないでしょう。

買う方が買うテンポに応じて拡大するということを、今後は守っていかなくてはならないでしょう。つまり売り手のテンポとか、市町村のテンポや農協の論理で規模拡大をすすめるべきではないと申し上げたいのです。担い手主導の規模拡大テンポを、このあと組んでいかないと、農地はどんどん出てきます。とにかかないといけないわけです。つまり農協も何とか負債を回収したい。負債というよりも、債権回収を含めて次の方に向けてもらわないと困ります。なんとかクミカン停止と営農停止をしたとしても、そこからの方が健全に小作料なりを得てもらわないと、小作料で負債累積の部分を償還できるような甘いものではありません。ですから貸借借をしてもいいながら、負債累積で売れない、オーバーローンの分を込めて、クミカン

と営農を停止して、離農はしてもらおう。その方は二人で農外に働きに出て稼いでもらいながら返済に充てていく。自分で営農は停止にしましたから、貸借借を強要することになります。本当は野菜作りで行きたいところに二畝買わせてみたり借りさせてみたり、本意に規模拡大、土地利用型を強要をしないということですが。今は土地が余っていますから、土地利用型を確かに強制したいのですが、それは担い手が主体に考えるやり方でいくしかないでしょう。過剰な土地はまた別の解消方法を地域で考える、あるいは管理をする、道はいろいろあると思います。もう一度、みんなで知恵を出し合うことをしないと、個別の担い手に何とか処理すればもう一件落着だということではすまなくなってきました。気が付くと四〇畝ということでは、こそって担い手を潰すことにもなります。

農地取得のタイミングと対応策

地域の仕組みのなかで、無理のない担い手の規模拡大に向けた条件作りということをしなければなりません。償還圧とか償還の平準化とか円滑化などいろいろな手法があるにもかかわらず、五年後だったら買えるという農家が、今、規模拡大を五畝したことによってその農家の経営がおかしくなるということがあるわけです。五年後に買ってもらえなければ、

今買わせたために経営の歯車がおかしくなって、せっかく三〇代の後継ぎがいるの漬してしまうということはありうるのです。これは、本人の経営手腕がなかったという場合もあるかもしれませんが、そうではなくて五年無理したためにとんでもないことになってしまうことがあるのです。それは、五年まで待つて買わせるようなことも地域としても考えていくべきです。いくら農地が余っていても、別の利用の仕方を含んで考えよう。

五年後を四年後に買うくらいでしたら、一年だけの営農設計が変わるくらいですが、五年の違いは大きいはずですし無茶な話です。現実には、地域の対策と見通しが必要なのです。地域で私がいろいろ見ても、無理して買わせたり、無理して賃貸借させたりしています。顔が見えるから断れないということもあるでしょう。営農している場合は断れない場合もあるかもしれませんが。隣で苦しんでいる人がいたり、負債で毎年単年度収支で赤字で、八〇万円や一〇〇万円ずつ年々累積しているから「なんとかしてくれ」ということもわかります。しかし限度がありますし、「ムラ意識」もある程度で留めないと、芋づる式に経営悪化に陥るといふことにもなれます。

もちろんこのあと、技術革新、つまり水稻直播や衛星によるトラクター遠隔操作とか、酪農のフリーストールやロボット搾乳などいろいろな技術革新はあるのかもしれませんが、それでも

すれば、一〇畝、五畝の規模拡大が可能になります。あるいは野菜でいえば、大型機械化するとか、そういう対応によって徐々に拡大ではなくて、ドンと拡大する可能性もあるのでしょうか、いまはまだなかなか水稻直播にしても技術がそろっていない栽培体系や施策のなかで、やはり無理をさせないように地域で考えていく時代になってきたということを強調したいと思います。

当面流動化できない農地問題

三番目ですが、当面流動化できない農地問題です。売れる農地のところはこれまでどおりである程度動けるのではないかと。そこに買ってもらおう順序とテナポとを交通整理していく。あるいは面的に条件整備していく。それぞれの市町村でも、三〇畝クラスになっていくと規模拡大農家であっても、こういう思惑があるかというところ、処分して買いたいという農家が大部分出てきます。持っている土地の一部を売って、新しく買いたい。どういふことかといえますと、おそらく条件の悪い土地を売りそれを元手に良い土地を買いたいのです。買い替えをしたいという方がずいぶん潜在的にはいます。ところが悪い土地は既に離農したい農家や負債農家や高齢農家のなかに相当ありますから、自分のいい土地のなかの悪い土地を出せないのです。昭和

四〇年代、五〇年代の規模拡大の旺盛なときに、少し悪くても何でも買いました。その土地をできれば処分したいわけですが、なかなか処分できません。これは集落こそって壊滅的という集落もあります。ですからその土地は地価が下落どころか、ここ五年ほど買い手がついていない農地もあるのです。

平場でも出てきましたから、処理できなくなってきました。この農地でしかも機械化対応もできない農地はこうなるでしょう。市町村でも、そこに負債が絡んだ方もいますし、処分をしなければ離農するにもできないという農地もあるのですが、救えないような農地もあります。手に入れても採算に合わない、引き合つ作物が全く無い農地もあるのです。どこまで経営的に使っていくのかということも、もう一度考えてみなければなりません。

ゾーニングというキーワード

この本のなかでは、ゾーニングというキーワードが出てきます。これは都市計画法の、市街化区域、あるいは市街化調整区域というゾーニングと意味が違います。酪農大の柳村さんがまとめていますが、決定的に採算が合わないエリアがもう出てきています。そのとき、個別農家に買わせるということを考えているわけではないのです。先ほどの浦幌町の例でいえば、鹿の

フェンスのところまでなのか、どこまでか知りませんが、鹿のフェンスのなかでも、売れ残ってどうしようもない農地がありますが、鹿フェンスをそんなにジグザグにするわけにもいきません。この農地だけ外して、一筆ごとに分けることはできません。一角をざっと線引きをして、鹿のフェンスを張ったわけです。そのなかでも、もう買い手がつかない農地もあります。あるいは買い手がつかないというより、何を作ってもどうしようもない農地ということですね。単収も低いし石は出てくる、三角で傾斜で重粘地である。価格が負債がついているために割高である。三重苦のところかもどうしようもない農地が市町村を逐一見るとあるのです。しかしこれを担い手に買わせるのも無理です。買わせることはできません。では借りて何か作って賣えるのか。借りても労力が無駄です。そんなところに構っている時代ではないし、余裕もないのです。家族労働力で三〇畝規模になって、毎日毎日がどう労力をこなすか。つまり完全燃焼もそうだし、所得を上げるために適期収穫をしなければならぬ。適期に収穫するとき鹿が出るような、出ないまでも単収で表を作ったつて一俵しか取れない、二俵しかとれない。ロータリーをかけても、ロータリーの歯が一年で欠けてしまうような、そんなところまで構っていらなくなってきました。そんなところに構っていると経営がおかしくなってくる。ですからそんな農地を、それではどうするかという時代になってきます

た。

そのとき、ゾーニングという話になってきます。それは土地利用上の線引き云々、農業地区域云々という問題ではないのです。そういう問題ではない意味での、実務としての線引き。それはまた時代によって変わってくるかもしれませんが。ただ今の農産物と、今の労働力と、担い手の分布状態を見て大体ここくらいまでは守りきれぬだろうと、守りきれぬ農地については守りましょう。あるいは地域で、この農地までは少なくとも堆肥も入れていこう。堆肥の供給センターのようなものを作ったり、担い手を法人化すること、地域連携型法人化のようなものもあるかも知れません。あるいは、集落を基本にするかも知れません。今、市町村でいろいろ考えている一つの方法として農地保全を主体とした農業生産法人を町に一つ創設するやり方です。集落だと地域連携型でいいのですが、完全に集落を超えた町全体の引き受け手のない農地、でもやはり守るべき農地をその法人で管理耕作して保全するというものです。やはりこれは自給率のアップにもつながるし、やはり地域の財産として、このエリアについてはみんなで守っていこうということところについては、ゾーニングする。一〇年後は分かりません。一〇年後に農産物が下がったり、ぐうしようもなくなった時またこのゾーニングも線引きされるかもしれません。都市計画法のゾーニングではなく経営的な意味でのゾーニングです。

これは耕後退させつつも、ここまでは守りましょう。この農地は誰か近くに誰も後継ぎがないエリアを確かに誰も使ってくれない農地一角を、創設した法人に管理してもらうのです。そして近くの余力のある担い手に、あるいは集落を超えた方に入ってもらって、法人を一つ作って、そこに賃貸借で農地を集積させます。個別経営でも赤字ですから、法人化しても赤字でしょう。しかし多少赤字であっても、地域で守るべき農地と地域コンセンサスをとったわけですから、その農地は毎年一〇〇万円かかってもらわないと思っています。一〇〇万円赤字で受委託でもなんでもいいのですが、地域の農地を保全していこうという考え方です。そして、将来買手がつけば処分していく。一方では、担い手を養成していかなければ一〇年も二〇年もきりが無いわけですが、毎年一〇〇万円ずつ補填していく。一〇年経っても買手がつかないし、ぐうしようもないという農地だと国の援助を待つしかないのですが、国だつて何もしてくれないかもしれません、ただ一〇年先に、そこに何か意図と可能性を持って保全するのであれば、そう高いものではないのではないかと思います。

町の財政は逼迫するし、市町村も合併しなければならぬ時代に、財源を使いながら地域の農地を保全しようとする限り、何かやはり公的な理由が立たなくてはなりません。そのときに担い手を一方で養成していくとか、将来ここを面的再整備する

とか、利用集積の可能性があった、いろいろな可能性をにらみながら財政支援が必要があることになります。寄せたり集めたりすれば、その飛び地のところも何とか新規参入の方が予定できたり、零細地片も地続きで利用できる。団地化する可能性が将来あるということもありうるわけです。あるいは地域の合意と努力によってできるのです。

地権者の協力体制

売り手もそろそろ気配りをする時代にきました。売り手、貸し手も黙っていたのでは自分の農地を借りてくれないという時代になっています。ですから軽整備をしたり、団地化したり、あるいはすぐ売れる農地に向けて再編整備するという努力もまた必要です。高齢農家に負担を課すというのも酷な話ですが、ただご案内のように、高齢農家で五年ばかり、つまり六〇歳で六五歳に向かって耕作してきた農家の農地はどのような農地かは想像がつかますよね。どうしようもないくらい農地は荒れているし、土作りはされてないし、堆肥などはもちろん入っていないということが多いです。高齢農家の方は大きい負債もありませんし、自分の代だけでいいわけですし、年金も目の前にきている。すぐ誰かに借りてくれ買ってくれといっても、ひどいわけです。借りてもすぐには使い物にならないので、土

作りをし堆肥を入れて追加投資を自らしなければなりません。水田だとそんなこともないでしょうが、畑地や草地の場合には相当ひどいのです。負債累積農家の場合もひどいでしょうから、その農地を借りてくれというのも無茶な話です。売る方も貸す方も、そろそろさういう売れるために協力体制が要請されはじめてきました。

軽い負担の基盤整備をするとか、土地改良をするということに、高齢農家の方で「いやです」とハンをつかない方もいるようですが、もうそんな時代ではないということがいえるのです。土地改良にも協力して、少し負担してから売れる農地にしてから出てください。初山別村などでも一〇万円の土地改良負担金だけで処分していいです。これを元手に引き取ってくださいということもあり、それでも売れない場合もあるのでしょうか。ただ、ある程度の軽整備を負担して、売れる農地にしてから出た方がいいと、誰も借りても買ってでもくれません。それは地主の義務になってきたのでしよう。ある程度使える、つまり担い手が買ってもいい、借りてもいい、作業受託しても「まあまあいい」というくらいの農地にしてくれないと、「あなたの土地は耕作放棄になるし誰も買わないし、どんどん農地の価格が下がってきます。今は二〇万円の土地かもしれませんが、将来は誰も借りてくれないし、改訂毎にどんどん一百万ずつか五千万ずつか、下がっていくきます。将来は一〇万円の土地になります、

いいんですね」。あるいは、「面的に暗渠などが入るとか、畑草が入るといったときに協力するだけの自己負担をして頂かないと困りますよ」という時代になってきたのです。

細切れに農地処分して、八〇〇万円控除なり一五〇〇万円控除を、毎年連年では売れないでしょうが、何年かおきながら、小さくしていききたい。そのとき所得税をなるべく避けたい、これも当然誰しも思うでしょう。総規模を縮小したいのでしようが、その条件のなかに土地を売れる土地へ向けて整備する。そうしないと協力しない高齢農家ということとで、売れ残ってしまったって、その土地が半値になってしまうことを甘んじなくてはなりません。これを周知徹底してもらおう。「ひどい使い方をしてきたましたね」という土地を、まともに買ったのではとてもやっていけません。よっぽど農地の値段を下げればまた話は別ですが、そんな時代になってきつつあるのです。

保全管理対策と細切れ防止

四番目ですが、農地保全管理対策と細切れ防止という問題です。緊急農地保全対策事業というのは、平成十一年、十二年と五〇〇社ずつ行う。農地保全管理緊急対策事業ができていますが、半分ぐらいの二〇〇社ぐらいが去年の実績であり、今年も同様に動いています。公社も含めた事業展開ですが、なか

なかこれも地力維持の保全管理という前提条件がありますし、機能にくい面があります。緑肥鋤込みのため、果実を取得できないので現状維持の管理に限定されています。

先ほどの保全管理という公的な仕組みを使うだけではなく、管理耕作、作業受委託、賃貸借、法人化による賃貸借、作業受託など、さまざまな方式が考えられてよいと思います。さらに、道庁が推奨している地域連携型法人、これは集落に根ざしていかなければなりません。あるいは、作業受委託を仕組むため担い手グループを支援する、共同化や機械共同利用を仕組む方法、新たに法人を創設するなど、いろいろな形でこれは保全管理なのか、管理耕作なのか受委託なのか、賃貸借まで行くのか、売買か、土地の利用の仕方もいろいろなグレードがあります。もちろんこれは、力があり余力がある個別農家がその代役をしても構いません。法人化したからといって採算が合うかといったら合いません、合いませんが、面的に交通整理をしたり、そこでいろいろ地域の工夫と支援とが仕組めるのです。あるいは、財政負担を多少かけながらということもあり得ます。ですから、こういう仕組みをどう組み合わせ使うのか。もちろん保全管理という道庁と公社で打ち出した事業もありますし、そういう事業と絡めながらすすめる必要はありません。

引き合わないまま、地域の農地を個別農家に任せておくという手もあります。個別農家の判断に何も地域はせず黙って一

○年放任していたらどうなるでしょう。そういう考え方もあるかもしれませんが、一番安上がりな方法です。悪い土地はそのまま、次々と耕作放棄にもなりますし、三角の土地などはどうしようもなくなります。もちろん売れませんが、売れないまま黙ってほっておいたら虫喰いの耕地面積を減らしていくことになりませう。

市町村として、これでもいいのかというと、そうではないでしょう。複雑な問題を何とか交通整理をしなければならぬわけで、私も黙って放置していいのだと市町村が言ったとしたらそれはちょっと安易だし、手抜きではないかと思えます。やはり交通整理をしていく努力を市町村はしていかなければなりません。安上がりにしたいという意見もあるでしょうが、どうしようもないような農地もあるかもしれません。それでも、交通整理をすることによって、あるいはその一部は使ってくれるかもしれません。その交通整理をする努力は、やはり二二二の市町村がしていかなければならないと思います。北海道だけじゃなくて、全国的に最大限の努力はしていかななくてはなりません。

財政はどこまでかけるのか、農地をどこまで守るのか、どういふ方式で守るのかということが、全市町村に与えられた検討課題だろうし、懐具合との兼ね合いと知恵の出し合いと連携がしーです。むしろお金というよりも、ノウハウという知識的な

部分の交通整理という問題になってくるかと思えます。

そういうなかで農地保全対策事業が今年までの様子をみて、まだ続くのかどうかは分かりませんが、あるいはそれに類したものが出来るのか検討されているかと思えます。さらに、売れない農地、引き合つ作物がない農地、経営不採算農地はこれは個人がやっているから採算が合わないのか、あるいは売れない農地は値段が合わない、値段が高いから売れないのかということもあります。これはもちろん負債が絡んでいて高値に固定されているという場合もありますが、その場合でも二重価格で処理するということもあり得ます。安く下げておいて、差額を長期のローンを無利子で組んで、本人に返してもらおう。二重価格だったらそれで、全員だったら困りますが、二、三件か五件であれば何か別の仕組みで予算立てを若干組みながら、無利子くらゐまでにして、返して貰う。あるいは売れない農地が安ければ売れる。これはやはりいろいろな市町村でも、三割高いとか、二割高いとかがあります。それを正常な価格まで戻しておいて、地価と負債超過部分は別の形でその差額分を処理する。値段を売れる農地まで下げておいて、一回処理するというようなこともあり得るのです。なんでもかんでも農地価格に付帯させないのです。

さらに、この問題でいえば、売れない農地でも、個人が経営手腕がないから売れないのか、面的に整備されていないから

売れないのか。もっと何かを組み合わせれば売れるのか、作る作物を変えれば引き合う作物があるのか、ということですが。ソバを作るか、緑肥作物対応しかないという場合もあるかもしれません。そうですが、もう一度吟味する必要があります。地力はあるが、零細な圃場が点在しているために使えないということがあります。一畝以下で三角だから売れない、あるいは借りてくれないのか。三角の土地で、沢の奥の土地を地続きにすることはできません。おそらくそれは一圃場、零細飛び地のような形でダメなのです。でも、一キロ以内くらいに三圃場が点在し、合わせて三畝ともなればバラバラでも行って採算の合う作業ができるかもしれません。ということならば、ソバを作るというのではなくて、もう少し小麦を作ったり、もう少し利用度が高まり、収益のもっと高い作物を作るかもしれません。それは交通整理がなされていない故に不採算なのかもしれません。もう少し、詳細な利用実態を現場に即して吟味する余地はあるし、それを必要としています。もうこれ以上、何をしてもダメだということであれば、また別な方式もあります。景観作物でも植えるのか。むしろ地力がないためならば、緑肥を五年に一回作るか、三年に一回作れば採算が合うのか。そのようなことをしてもだめなものはないかもしれません。そのときは、畑作利用をもっと粗放利用に転換するしかありません。

次の問題であります。安い手のない農地への対応について

興味深い報告があります。平成四年から八年の四、四〇三畝、これは北海道農業会議が調査した統計です。表3に示した、作業受委託で牧草畑と採草放牧地のところですが、このところで受託組織が地域に多く展開しています。つまり受託作業をしている組織が集落や市町村にあるところは、いきなり耕作放棄にはなっていないのです。やはり水田地帯は受け皿がないため、耕作放棄に直結せざるを得ないわけです。管理耕作といったら、鋤込みしかできませんので収益は上がりません。管理耕作が作業受委託的な基盤が用意されていけば、ある程度まで面的に消化できる分はあります。受託組織が採算が合わなくても、地域がフォローアップし財政支援することで、多少の受託料金の差額分、つまり儲からなかった受託分を、地域が補填してあげることによって何とか農地が耕作放棄になったり、使われなくなったりしない形で利用されるということが実証されているのではないかと思われます。

景観保全と多目的利用

そのような低利用の仕方をしたり、あるいは不採算であっても景観とか自然保護区域のようなエリアとして保全します。自然保護区域などというのはドイツなどの発想で、日本にはこのような発想はありません。経営採算にはのらないが、うっとう

表3 成立しなかった農地とその対応（平成4～8年）

単位：ha、%

区 別	成立でき なかった 面積	耕作継続	作業受託	作業貸借	耕作放棄	不明 その他	
水 田	490 (100.0)	349 (71.2)	18 (3.7)	18 (3.7)	53 (10.8)	52 (10.6)	
畑	普通畑	2170 (100.0)	814 (37.5)	860 (39.6)	180 (8.7)	240 (11.1)	67 (3.1)
	牧草地	1337 (100.0)	325 (24.3)	852 (63.7)	95 (7.1)	105 (7.9)	
採草放牧地	406 (100.0)	96 (14.0)	286 (80.3)		20 (5.6)		
合 計	4403 (100.0)	1584 (36.0)	2016 (45.8)	302 (6.9)	418 (9.5)	119 (2.7)	

資料：北海道農業会議「農地の需給等に関する実態調査結果」（平成10年3月）より作成。
注：本調査は全道農業委員会202に対しておこなわれ、199の回答結果（回収率98.5%）である。

しいくらいまで草がぼうぼうになっていて、原野のようなところに来てしまったというような農地をなくす。これは地域の民宿にお客さんがくる。外国だと日常茶飯事でそういう形である。そうだが、例えば美瑛のように道外のお客さんがくる。そういう場合に、景観が良いということもいろいろな意味で付加価値がつくわけです。採算ばかりを考えるのではなくて、この時代になって不採算エリアという農地も考えていかななくてはなりません。つまり不採算だったらすぐ森林化し、植林しなければならぬのか。不採算であっても農地として保全するエリアというのは、この後あってもいいのではないかと。このようなことも思いながら、農地保全ということを考えていかなければなりません。

余談ですが、つまり北海道の農地は明治開拓以降、一貫してすべての空間で採算が合わなければならなかった。農家は全部、農業一本でやっている農家はかりというのが、北海道の農村空間ではなかったのか。採算が合わない農家は次々と脱落していくし、採算に合わない農地は非農地化する。つまり、不採算な農地はやがて農地ではなくなるのです。不採算農地であり経営採算には乗らないけれど、少し支援すれば採算の合う農地もあるし、採算を度外視して多目的に農業的利用するエリアが地域にあつていいのではないかと。というよりも、むしろなければならぬのではないかと思っております。農地として残し、景観保

全作物、景観緑地、あるいは新規参入者、農村来訪者向け自然空間、実験圃場なのか体験農場なのか、グリーンツーリズムではないけれど、ツーリズムしにきた方への農業体験空間なのか、それらは採算が合わないけれど、国民・住民を心豊かにするエリアとなるはずです。

ここで強調したいことは、不採算の農地は今までことごとく排除されてきました。いきなりすぐ後退してきたのです。すぐそこが原野になり、農地ではなくなってきたのです。先ほどの統計の通り、農地ではなくなってきましたから、農地がどんどん減っていくわけです。そうではなくて、国土の保全、食料自給率維持、向上への潜在力にもなりますし、あるいは景観保全にもなるでしょう。将来、また新規参入で入ってくる方がいるかもしれない。地域の不採算農地を財政補填してでも管理するエリアという大義名分が出るわけです。どこからか若干の財政支援もありながら、不採算農地を面的にある程度のエリアを今後いろいろな利用の仕方と多様な付加価値をつけながら守っていく。それも農地の多面的な吸収体として、用意していくことが必要です。

経営として採算が合わなくなったから、即、草が生え柳が生えてきて、すぐ耕境後退してしまうというのは、もったいないかぎりです。戦後開拓の土地なども皆そうです。行ってみると、もう原野になっています。一〇年前までは作っていたけれど、

みな原野になっています。持っている方が原野のまま出たままだったから、三年もすれば雑草が生え、柳が生えてきます。全部守れとは申しませんが、面的とかある程度の水準以上のエリアは多少、不採算であつてもすべて市場原理に任せるのではなく、財政補填をして管理していくというエリアがあつていいのではないかと思います。農家がするというのは少々無理でしょう。農家は買いませんし借りません、利用もできません。けれども、地域としてそのエリアの農地保全を近くの農家の方にお願いする。それは財政負担でお願いするのかもしれない。財政負担がどれくらいかかるのか、地域では組むだけの経済的余裕がないということかもしれないが、少しでもそれに向けて努力する。そういうエリアを考えていかなければならない時代にきているのです。

賃貸借の安定化

五番目の問題として「賃貸借の安定化」といういい方をしました。今、こんなに安い地価だったら買ったほうがいいという方が、規模拡大志向のなかで六割くらいでした。規模拡大は市町村でいろいろありますが、半分以下です。稲作地帯ですと少なく、二、三割くらいでしょう。いま、酪農はかなり高い。畑作がその次で、稲作が一番拡大意欲が弱いということです。そんなな

か、貸貸借への志向は一貫して必ずしも強くないのです。貸貸借はしたくない、農地は買ったほうがいいというのが圧倒的に多いのです。北海道自体が歴年そうです。どうせ借りるのなら借りて、公社の合理化事業を利用するか、それはもちろん五年の貸付期間をはさむわけです。その後の話です。

買いたいという方が圧倒的に多いのですが、私はそうではないのではないかとということをも更に強調しておきたいのです。相手が高齢農家で緊急に売らなくてよい場合にも、まず借りて、小作料を払うなら買ったほうが良いといういい方をするのです。十数年払っているのだったら自分のものになるのです。でもその土地は下がっていますし、これからも下がってくる農地なのです。昔のように上がっていく農地でしたらそれはいえているのですが、下がっていく農地だということです。もう一つは土地を買ったらいろいろなリスクがある。あるいは、後継ぎが本場に継ぐかどうか分からないという経営者のリスクもあります。土地を借りておいて、その間、まず機械施設の償還や既往負債の償還の目処が立ってから、農地購入の償還に入る。合理化事業は正にそうしたことを奨励した事業です。あるいは、償還庄とかいろいろな更新時期の追加投資など、いろいろ鑑みて貸貸借を挟んだほうが、リスクがないという場合が随分あるのです。

みんなが農地を買いたい、規模拡大もしたいというのがまず

前面にくるのですが、もうこのご時世、小作料もこの後さらに下げなければならぬ見直されます。下がってくるなかで、売買だけが必ずしも七割もいるはずはないということも申し上げたいわけです。条件もそろっている方はいいのですが、無理をして、既往負債があるのに、利子を負担し下落する農地を購入によって更に規模拡大することは必ずしもないのです。機械施設を先に償還しておいてから、土地の償還に入るといっても考えられてよい。負債圧、負債残高をあまり累積しないという意味では、貸貸借はやはり一番リスクが少ないと私は思います。それは貸貸借の条件が整備されていないから、売買へという方も随分いるのではないかと思っています。

表4では、高齢農家の賦存状況が示されています。さらに可能であれば、高齢農家の方にリスク補填してもらおうしかないかと思えます。つまり高齢農家で負債のない方を中心に、農地の値段が下がったり、小作料が下がったりしているかもしれないが、そのリスクをやはり補填をしてもううしかない。今までやってきた農家の方にさらにリスクを押し付けるのは酷なのですが、そのまま持ち続けてもらいながら、買えるときになつてから、今はそれほど無理をしない状態で、機械施設の償還や既往負債を、一千万円や三千万円程はみんな持っています。それが一千万円とか一千万円まで減った段階で、規模拡大のために農地を買うとか、既往負債との絡みからもっと身軽な規

表4 経営部門別 高齢農家の後継者不在状況（北海道）

単位：戸、%

経営部門別	農家 総数 (1)	世帯主 50-59歳農家				世帯主 60歳以上農家				
		農家数 (2)	(2)/ (1)	後継者 不在(3)	(3)/ (1)	農家数 (4)	(4)/ (1)	後継者 不在(5)	(5)/ (1)	
昭53	124,430	38,320	30.8	16,800	13.5	32,690	26.3	12,420	10.0	
58	114,800	44,660	38.9	19,390	16.9	27,080	23.6	14,830	12.9	
63	104,140	36,880	35.4	14,180	13.6	33,060	31.7	18,530	17.8	
平4	82,340	27,820	33.8	11,930	14.5	23,800	28.9	13,490	16.4	
6	76,710	23,100	30.1	10,640	13.9	24,770	32.3	13,390	17.5	
8	71,960	20,050	27.9	9,220	12.8	21,460	29.8	12,910	17.9	
10	68,550	17,790	26.0	8,440	12.3	26,510	38.7	16,600	24.2	
平成6年	販売なし	2,680	830	31.0	460	17.2	1,350	50.4	1,000	37.3
	単一経営	46,150	13,480	29.2	6,360	13.8	16,320	35.4	8,750	19.0
	稲作	17,510	5,800	33.1	3,060	17.5	6,110	34.9	3,360	19.2
	麦類計	660	200	30.3	60	9.1	430	65.2	230	34.8
	雑穀・いも・豆	2,780	700	25.2	440	15.8	1,600	57.6	1,130	40.6
	施設園芸	1,240	410	33.1	220	17.7	430	34.7	190	15.3
	野菜	6,430	1,720	26.7	700	10.9	2,780	43.2	2,040	31.7
	果樹	1,350	300	22.2	200	14.8	590	43.7	390	28.9
	その他作物	1,570	420	26.8	250	15.9	820	52.2	530	33.8
	酪農	11,700	3,280	28.0	1,160	9.9	2,580	22.1	430	3.7
	肉用牛	730	190	26.0	100	13.7	180	24.7	70	9.6
	養豚	380	140	36.8	30	7.9	190	50.0	60	15.8
	その他家畜	1,810	300	16.6	130	7.2	600	33.1	330	18.2
	準単一複合経営	13,900	4,170	30.0	1,890	13.6	4,300	30.9	2,510	18.1
複合経営	13,990	4,620	33.0	1,930	13.8	2,790	19.9	1,130	8.1	
合計	76,710	23,100	30.1	10,640	13.9	24,770	32.3	13,390	17.5	

資料：農林水産省統計情報部「農業構造動態調査報告書」各年次より作成。

注 平成4, 6, 8, 10年の農家は、農産物販売農家数である。

模拡大を志していかないと、みな即座に所有権移転だと、それにとらわれ過ぎていくというのがこれまでの北海道の農業経営ではないかと思えます。

その際、賃貸借の条件整備がされていないから好まれないのだということは考えられます。例えば、土作りができない、小作料が高すぎる、土地改良が無理であるということが聞かれます。やはり、借地というのは不安定ですし、そういう意味では集団化もできにくい。自分の土地ではありませんから、どうしようもないのです。こういう土作りや堆肥投入や小作料の問題があるとすれば、そういう条件をもっと少し整備する必要があります。北海道は売買重視であり、賃貸借軽視なのです。売買でなければ負債整理も含めて処理できません。公社の合理化事業でも北海道では一時貸付以外、賃貸借はほとんどありません。しかし、もっと違う形で賃貸借を条件整備するというなかで、もっと経営を身軽にしつつ、売買に移行し規模拡大していくということが志向される必要があります。賃貸借の条件が整備されないとしたならば、条件整備に向けた努力もしていかななくてはならないと思えます。

地域の再整備と農地再生

六番目ですが、これは今後は市町村の至上命題になってくる

でしょう。地域の農地の再整備です。そして農地再生という書き方をしました。農地がだんだん細切れ化していく。これは表5、表6に示すように、北海道での離農の一戸あたりの処分面積と、平成七から九年の離農戸数の推移です。田作、畑作、酪農だけをみており、田畑作経営と混同経営の農家を省いています。トータルで毎年、一千二、三百戸ずつ離農していています。離農戸数ですが、酪農などは規模が小さいから離農しているわけではなく、どこからでも出てきます。五〇%程度であっても出てくるわけです。もちろんこれは負債累積の場合は別に規模を問いませんから八〇%の酪農家であっても離農に追い込まれることはあります。分布としては、酪農経営が五〇%以上層も一四・五%という比率になっています。虫喰い、バラバラにどこの経営階層からも出ています。稲作は、もちろん一〇〜二〇%くらいまでですし、畑がその中間にあって一〇から二〇、あるいは五〜一〇%の畑作農家が離農という形で出てきています。一戸あたりの処分面積も相当大きくなっています。さまざまな階層から離農が出ていますから、とくに五〇%の酪農家などの場合、一戸ではとても買い切れません。四戸か五戸で一〇%ずつ分割購入してもらわないと処理できません。一戸で五〇%全部買うとなると新規参入くらいのもので、酪農家であってもすでに何回地にも分散しているでしょうが、更にまた何戸かで分割すると農地はますます細分化し、細切れ

表5 経営形態別・規模別離農戸数の推移（平成7～9年）

単位：戸、%

経営 形態	年 次	単位：戸、%								合 計
		1 ～1	3 ～3	5 ～5	10 ～10	20 ～20	30 ～30	50ha ～50	50ha ～	
田作	7	58	200	202	141	16				617
	8	70	205	232	220	29				756
	9	73	225	196	203	33				730
	計	201 (9.6)	630 (30.0)	628 (30.0)	564 (26.8)	78 (3.7)				
畑作	7	20	41	57	104	84	23	6		335
	8	24	59	53	97	77	25	9	1	365
	9	23	46	43	81	107	30	7		337
	計	67 (6.5)	146 (14.1)	153 (14.8)	282 (27.2)	268 (27.8)	78 (7.5)	22 (2.1)	1 (0.1)	
酪農	7		3	2	24	36	35	42	18	160
	8	1	2	1	13	40	29	29	30	145
	9		3	1	7	22	32	32	12	109
	計	1 (0.2)	8 (1.9)	4 (1.0)	44 (10.6)	98 (23.7)	96 (23.2)	103 (24.9)	60 (14.5)	

資料：北海道農政部「北海道農地年報」各年次より作成

表6 支庁別離農にみる1戸当り処分量

単位：ha

支庁別	平4	5	6	7	8	9	10
石狩	3.8	5.1	3.8	5.4	5.2	6.1	5.5
渡島	6.1	2.6	2.8	5.5	5.2	3.6	3.3
桧山	2.9	3.6	4.1	5.9	4.2	5.5	7.3
後志	4.4	4.6	6.3	4.8	5.6	5.2	4.3
空知	4.0	4.1	4.0	4.4	4.7	4.7	5.0
上川	4.4	4.1	4.5	5.0	5.3	4.7	6.4
留萌	16.1	12.5	11.7	11.0	7.1	8.3	7.8
胆振	14.1	8.5	5.5	4.1	4.9	5.0	4.3
日高	6.0	5.6	5.3	7.6	8.8	5.2	5.2
十勝	16.0	15.0	16.1	15.6	15.6	16.3	16.2
網走	11.2	11.0	12.9	10.1	10.5	11.4	13.4
釧路	28.2	30.2	38.4	35.0	36.3	29.1	38.1
宗谷	33.5	36.8	40.0	36.0	39.2	37.2	50.2
根室	52.1	45.1	48.5	40.9	50.1	42.0	50.9
平均	8.4	7.9	9.8	8.8	8.9	8.2	10.7

資料：北海道農政部編「北海道農地年報」より作成

化します。

それは宿命なのでしょうが、例えば農地を相当程度、すべて交換分合など所有権の交換・統合は無理にしても、団地化するような農場的な利用をどう保証していくか、ということが一つの大きな課題になってくるかと思えます。細切れであったら、まずまず利用もしくくなくなってしまう。酪農経営で「おや二おやだ」というふうにもなくなってしまう。どうやって経営上団地化するかということが至上問題になってきています。そのような地域の権利調整や面的な再整備ということが問題になってきています。例えば、三回地へらいにまで寄せればいいと思っています。それぞれの経営で、一回地にはなり得ないわけで、どう五、六回地を三回地くらいまでに寄せて団地化するのか。売買だけでなく、賃貸借や利用権交換、交換耕作など、いろいろな手法を組みながら、全部はできませんが、できるところからやっていくことです。

また、受け手のいない農地を、どう整備して利用できる農地にしていくかということも面的整備の一つです。土作りとかいろいろなことになりました。堆肥を投入して、ある程度地力があれば使っていくのだという方もいます。でも高齢農家の方は地力など作る余裕もないし、そのまま売り逃げということになりました。高齢農家の方は売り逃げというケースですから、なるべく安く、荒らし放題にして、なるべく持参金を持って逃げたい

のです。それをもう少し地域としてどうフォローアップするかです。農地の再整備、つまり個別農家ではできなければ、財政補填とか少し公的支援するとか、緑肥休閒を奨励してもいいかもしれません。ただ、今行われているのは種子代助成ですが、それだけではどの市町村も緑肥休閒の面積は増えていません。緑肥休閒などという対応はできないのです。ここが土づくり先行投資に対して多少でも支援しなければできないことなのです。ヨーロッパでは、低投入持続型農業として粗放利用・緑肥休閒などを抱き合わせれば、補助金や助成金がある。しかし日本ではなされていませんし、中山間地帯の直接支払いもありませんので、低投入したらそのままダイレクトに所得減になるのです。しかしながら、一部低投入で低利用・粗放利用にいかないかと、大規模経営のなかで農地は充電できないし家族の健康ももちません。限られてくる担い手では、北海道の農地も満足に利用できなくなるはすです。

地価適正化と土地利用転換

農地を適正な価格に戻していくという問題があります。担保保全などいろいろなあるのでしようが、かなり適正に向けていかなければなりません。あくまでも、担い手を主体に考えていく

しかないだろうという問題です。畑なのだけれど今後は酪農で利用するとか、例えば帯広市の川西農協管内あたりの山麓部の八千代地区などもそうです。以前、いろいろと指摘されて回答したことがあります。畑作経営のなかに酪農が点在しています。畑作地帯のなかでの酪農展開は地価障壁の問題があります。酪農家が買うには高いのです。高いのですが、土地が劣悪で酪農でしか利用できないところは、畑地価格から草地価格まで落ちなければなりません。地域として担保維持のために、すぐには地価は落とせないわけです。しかし担い手とかいろいろなことを考えると、八千代地区などは徐々に酪農経営に転換するしかありません。畑作経営はかなりの数がまだ点在していますが、全体としては酪農経営に転換するしかありません。

そうすると地価もガクンと落ちます。反当二〇万円の地価が一〇万円にまで落ちなくてはならない。では、そこでの地価下落リスクを誰が負うことになるかという誰も負えませんが、結局は実勢地価がしだいに下落し畑作経営の農地も下がっていかざるを得ないなかで、酪農経営家が買える水準まで地価が落ちることで解決するのではないかと思えます。酪農経営も劣悪なところにバラバラに点在してありますが、点在する帯広の酪農も手狭で規模拡大が困難です。酪農経営が最後の受け皿といっても、飛び地で五〇％程度の草地では利用しようといっても無理です。生き残るとするならば、面的に組み替えるか作

目転換を図ることも考えてよいのではないのでしょうか。何人か外へ出ないことには残る人も伸びきれませんし、畑作経営もまた八千代地区では土地が劣悪で生き残れないこととなります。誰かが抜けたことによって、酪農経営が息を吹き返し、面的にも展開できるということかもしれません。そのためには、一戸か二戸か移転するようなことも考えなければなりません。地価が限りなく下落するとき、その途中で酪農家が買い取ったり、借りて利用することになりますが、そのときに酪農経営として利用しやすいように一区画が面的になるのかどうかであり、牧草をモアーで刈りとれるよう面的整備をしていかなければならないこととなります。

先ほど申しましたように、北海道は個別農家に任せている限り緑肥休閑には入りません。常呂町で全戸調査したときにも粗放的な緑肥休閑などはなりません。なるわけがなくて、緑肥休閑をしようと思ったら、少しでも何かを穫ろうとします。麦でも何でも作ろうとします。こういう意味では緑肥休閑になりませんが、長期的にはこのあと畑作農家は、四〇％、五〇％になっていきます。戸数が減っても北海道の一九九万畧の農地を守ろうとすれば、割り算すれば一戸あたりの耕地面積が増えていかなくはなりません。ところが、畑作五〇％になるのかといったら、家族経営としては厳しいこととなります。法人化という途を選択するのか。この後、技術革新もあるでしょ

うが、一つは集約利用とともに一部粗放化ということにならざるを得ないのではないかと思われれます。一部、粗放利用する、例えば三年に一度、緑肥休閑とはいきません。今は種子代を助成しているからやっているようなもので、何もしないで人の土地を借りて小作料を払って、または人の土地を買って償還金を払ってまで、緑肥休閑となるのかということなりません。償還でアップアップですから、ならないのをどうさせるか、あるいはなっていくかというのが、将来のシナリオです。

四〇 鈴からさらに拡大するとき、六年に一度か四年に一度、経営状況にもよるでしょうが、緑肥休閑を入れていくような利用形態にもっていくのかです。畑作八〇 鈴だったなら、一〇 鈴ほどを八分の一ずつ、ちよつとずつ粗放利用しながら土作りをすすめる。将来の先行投資ということになります。一部粗放的な利用か、ソバなどを植えてみたり、あるいはデントコーンを鋤き込んだり、そういう緑肥休閑的な対応もできるかもしれませんが。それでもしなければ、農地もすべて維持できないし取得意欲も出てきません。しかし、今のところそうはならないしなり得ません。余裕のある農家とか、負債償還が終わった、負債の高くない農家を中心に、緑肥休閑も若干考慮に入れてもらうことになります。緑肥休閑という利用方式を選択するものに対し、支援していくこともしていかなくてはならないのかもしれない。

あるいは、土作りと同時に糞尿処理の問題もあります。酪農家などでも糞尿処理では今回の家畜排せつ物法の登場により、五年以内の対応が必要となり、この処理施設に何千万円もかかります。これを機に酪農をやめようかという農家もいるかもしれませんが。そういうこともあり、地域としても糞尿処理への仕組みを作っていく必要があります。そういうなかで、どう地域を仕組んでいくか。もちろん地域に新しく参入させていく。あるいは法人化なども場合によってはあります。それは全部を法人化という意味ではなくて、皆で農地の一画を保全するために、個別農家の経営はそのままにして、新しく一つ法人を町村のなかに作るというやり方もあります。それは財政負担を若干抑がなければなりません。つまり、そこまでして農地を保全するかという地域のコンセンサスをとり、そういうことができます。あるいは、地域連携型といって、特定の地域が非常に弱っているときに、地域連携型の法人のなかに、財政補填も仕組んだり、経営的な経営者支援も含んでいく。もちろん今までの道公社の合理化事業の分はそのまま利用もしていくし、合理化事業の強化も大いに望みたいところ です。

農地保全のための具体的施策としては、国は何もしてくれないのではないかと思っています。国は自給率アップとか、いろいろなことを言っているのですが、それで農地を保全す

る具体的な策はあるのかと、してくれるのかということ、どうもあまり期待できません、もちろんお願いしたのですが。この後政策として、政策大綱、水田利用のようなもので、具体的に助成金一〇万、当り六万円というのがあつても、他に具体的なものはありません。そういう意味では、市町村がもう一度、仕組み直しをする。市町村はもちろんお金はありますが、むしろもう一回、今の既存ものを仕組み直して調整しなおす、農地の利用関係を点検しなおす。そういうことを、もう一度農地に関係する農家、市町村・農協・農業委員会の三位一体、あるいはそれに普及センターを含めた四位一体になるかもしれませんが、その中でもう一度洗い直しながら条件整備をしていく。

すると市町村のノウハウの差が、逆に出てくるのではないでしょう。やれる農家、やれない市町村、やれる市町村、いろいろ出てくるでしょうが、むしろお金というよりも知恵なのではないかと思つてます。ですから市町村のなかでどこから動き出すか、それが相当深刻なところとそうではないところ、余裕があるところとないところ、いろいろあるかもしれません。市町村ごとに同じメニューでは必ずしもありません。管理保全なのか管理耕作なのか、受委託なのか売買なのか、利用集積や交換耕作なのか、新たな法人創設なのか、いろいろなキーワードが出てきていますが、どこにウエイトをかけるかというのはまち

まちになつてきています。隣の市町村と同じことをするのではなくて、それぞれの市町村がそれぞれの問題意識を持つて現状を洗いなおしながら、条件整備をもう一度していく。そうしながら、地域の財産である個別農家を一人でも失わないように大切に育てていく。もちろん担い手も作っていくし、外からも入れていく。そういう努力の中から、新しい光明が見えてくるのではないかと思つてます。

とりとめの話をして参りました。今回「北海道の農地問題」を、地域農研から出させていただいたことに心より感謝しながら、また新しい問題が出てきていますから、現状は、これだけではとてもじゃないけれどすまないような深刻な事態になつてきておりますので、皆さんと一緒に問題解決に全力であつたりたいと思つております。どうもご静聴ありがとうございました。

黒 沢 現状の多様な農地を巡る現象形態の紹介と、それに対応する方策の貴重な示唆を提起していただいたと思つてます。会場には各市町村、あるいは農地をめぐる関係機関の方々がかなり多数ご出席しておられますので、先生の貴重な提言のなかに、また現地に帰つて農地問題を検討する多くのヒントを得られたのではないかと考えております。今日はお忙しいなか、我々のためにご講演いただきありがとうございます。